

# 第三次北九州市高齢者支援計画

## 【最終案】

概要版

平成 2 4 年 2 月

北九州市保健福祉局

## 1 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本市では全国平均を上回る速さで高齢化が進んでおり、介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加、家族の介護負担などが課題となっています。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみで生活する世帯が増加する中で、高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、身近なところで互いに見守り・支え合う地域社会を築く必要があります。

現在本市では、高齢者の皆さんが地域活動の担い手として、広く活躍されています。今後は、より多くの高齢者が自らの健康を維持しながら、それぞれができる範囲で「地域社会の担い手」として活動できる環境づくりを進めることが重要です。

このような状況を踏まえ、本市がこれまで取り組んできた高齢社会対策の更なる推進を図るため、「第三次北九州市高齢者支援計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、本市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランに基づく分野別計画であり、本市における高齢社会対策の基本計画として策定するものです。

また、この計画は介護保険法（第117条）に基づく「介護保険事業計画（第5期）」と老人福祉法（第20条の8）に基づく「老人福祉計画」を包含した法定計画として策定するものです。

### 3 計画の期間

平成24年度～平成26年度（3年間）

#### 《計画の策定経過》

**北九州市高齢者等実態調査の実施**（平成22年8月～9月 対象：10,200人）

**北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会の開催**

（平成23年5月～12月 全体会：2回、分科会：延べ16回）

**市民・関係団体との意見交換**

（1）平成23年度 地域ふれあいトークの開催（平成23年8月 全7回）

（2）関係団体の意見を聴く会の開催（平成23年8月）

**計画素案に関するパブリックコメントの実施**

（平成23年12月～平成24年1月）

## 2 高齢社会を取り巻く状況と課題

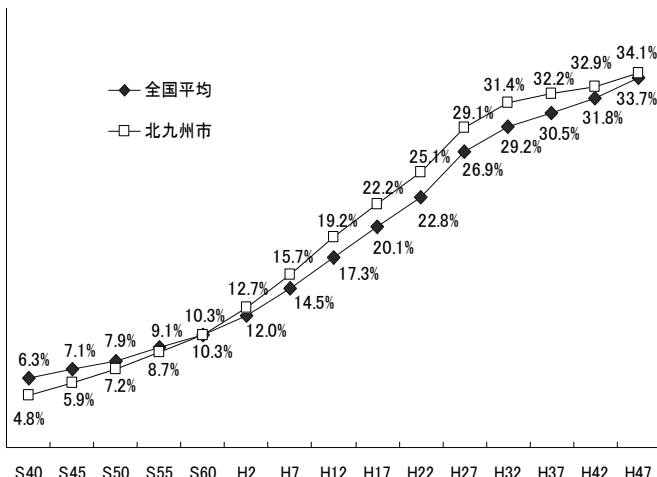
### 1 高齢化の進行

本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、平成22年10月1日時点で25.1%と、人口の約4.0人に1人が高齢者という状況です。

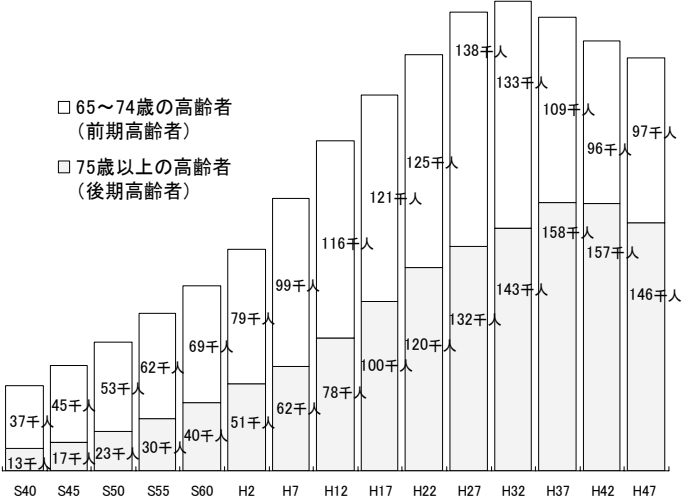
今後、平成27年には総人口の29.1%（およそ3.4人に1人）が高齢者になると予測され、その後も高齢化は更に進むと見られています。

また、高齢者に占める75歳以上の人の割合は、平成22年には半数近くに達し、将来的には75歳以上の人の割合の方が高くなると見られています。

● 高齢化率の推移（市・全国）



● 前期・後期高齢者数の推移（市）



〔出所〕全国は平成22年までは「国勢調査」、平成27年以降は推計値。平成22年までは「国勢調査」、27年以降は北九州市保健福祉局による独自推計

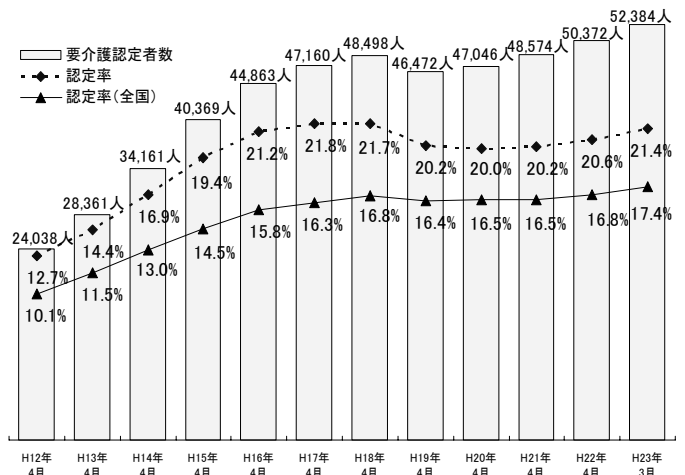
### 2 要介護認定者数の推移等

本市の要介護認定者数（要支援含む）は、平成12年4月末に約2万4千人でしたが、平成23年3月末には約5万2千人に増加しています。

また、要介護高齢者の認定率（65歳以上の被保険者に占める要介護認定者の割合）は平成23年3月末時点で21.4%と、全国平均の17.4%を上回っています。

一方で、要介護認定を受けていない高齢者は19万人と、高齢者人口のおよそ8割を占めています。

● 要介護認定者数と認定率の推移（市・全国）



### 3 基本的な考え方・主な取り組み

#### 1 計画の構成

##### 【基本理念】

家庭、地域、社会全体で安心のきずなを結び、すべての市民が生涯を通じてその人らしく、いきいきと活躍できる“参画と共生のまちづくり”

～ 高齢者とその家族を地域で見守り、互いに支え合い、誰もが社会の一員としてまちづくりに参画できる地域社会の実現 ～



##### 【基本目標・施策の方向性】

###### 〔基本目標〕

###### 1 いきいきと生活し、積極的に社会参加できるまち

###### 【施策の方向性】

- (1) 健康づくり・介護予防の充実（生涯を通じた健康づくり、効果的な介護予防の推進 など）
- (2) 生きがい・社会参加・地域活動の推進（教養・文化・スポーツ、社会貢献活動など）

###### 〔基本目標〕

###### 2 高齢者と家族を大切にし共に支えるまち

###### 【施策の方向性】

- (1) 総合的な認知症対策の推進（総合的な認知症ケア、人材育成、高齢者の安全確保 など）
- (2) 権利擁護・虐待防止の充実・強化（虐待防止対策の強化、高齢者の権利擁護の推進）
- (3) 高齢者を支える家族への支援（相談体制の強化、家族介護を支えるサービスの充実 など）

###### 〔基本目標〕

###### 3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

###### 【施策の方向性】

- (1) 身近な相談と地域支援体制の強化（地域包括支援センターを中心とした相談・支援など）
- (2) 高齢者を支える介護サービス等の充実（質の向上と人材育成、在宅サービス、施設整備 など）
- (3) 安心して生活できる環境づくり（多様な住まいの確保、生活環境の整備、防災対策 など）

## 2 高齢社会対策の基盤となる仕組みの充実（保健・医療・福祉・地域の連携）

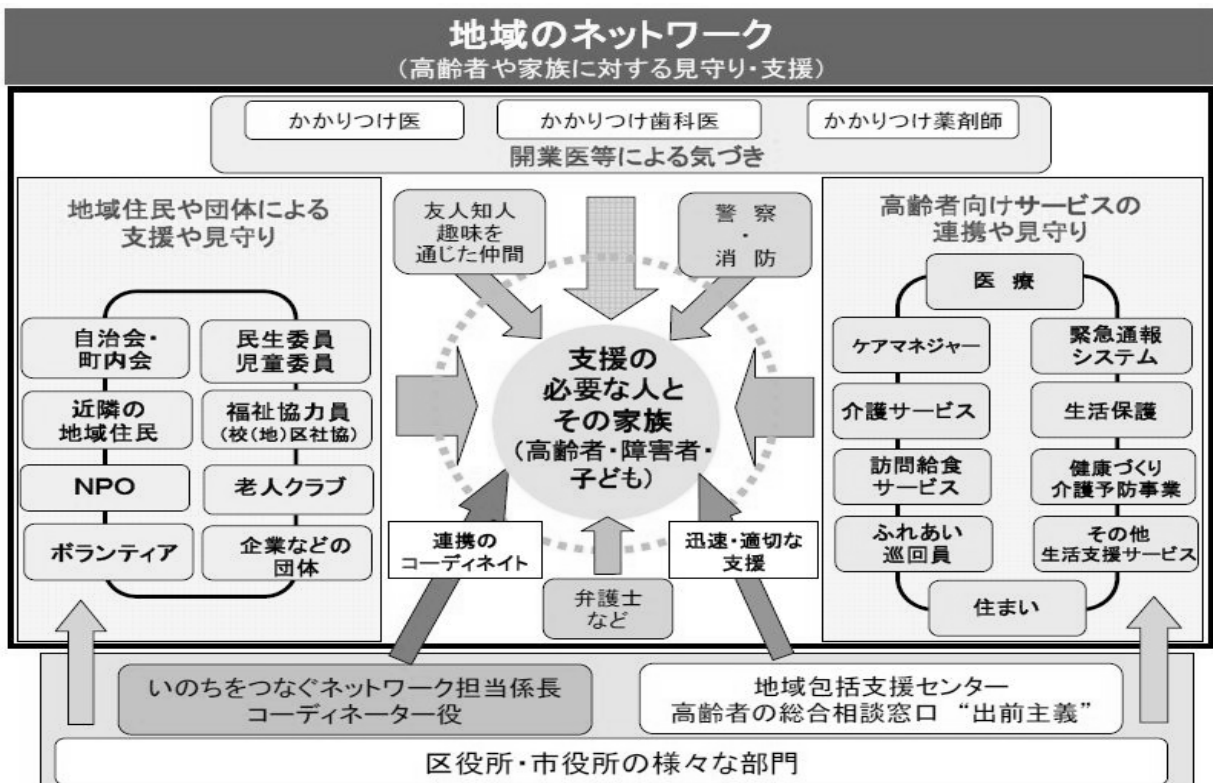
少子高齢化や核家族化が進む中で、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、行政はもとより、地域で暮らす全ての人々が互いに支え合い、助け合う関係や仕組みを構築する必要があります。

このため本市では、「地域包括支援センター」をはじめとする総合的な相談・支援体制の構築を図ると共に、身近な小学校区を単位として、保健・医療・福祉・地域の連携による見守り・支え合いのネットワークづくりを進めてきました。

第三次高齢者支援計画の推進にあたっては、これまでの取り組みの成果や、国が提唱する「地域包括ケアシステム」（概ね30分で駆けつけられる圏域内での、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの切れ目ない提供）の考え方を踏まえながら、本市が培ってきた“北九州らしい”地域のネットワークの更なる充実を図ります。

また、保健・医療・福祉とあわせて「暮らし（生活環境）」の観点から、市民と行政が協働して地域課題の解決に取り組むとともに、地域の環境を活かし、緑に親しむ中で多世代交流を進めるなど、様々な取り組みを通して、すべての市民が、家庭や地域のつながりを大切にしながら暮らしていける“地域づくり”を進めていきます。

### ● 本市における「地域のネットワーク」（保健・医療・福祉・地域の連携）



### 3 主な取り組み

新...第三次高齢者支援計画で初めて掲載する事業（既に着手済の事業を含む）

#### 【基本目標1】いきいきと生活し、積極的に社会参加できるまち

（健康づくり・介護予防、生きがい・社会参加・地域活動の推進）

#### （1）健康づくり・介護予防の充実

##### 健康マイレージ事業

介護予防・生活習慣改善等の取り組みや健康診査の受診等をポイント化し、そのポイントを健康グッズなどと交換することで、健康づくりの重要性を広く普及啓発するとともに、市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取り組みを促進します。

また、さらに身近で参加しやすい事業となるよう、地域が主体となった仕組みを展開します。

##### みんなで歩こう北九州 新

地域住民が楽しく健康づくりに取り組めるように、市民センターを拠点とした地域の特色あるウォーキングコースを設定し、それをホームページで公表するなど地域が主体となった継続的なウォーキング事業の実施を促進します。

##### 北九州市国民健康保険特定健診・特定保健指導

生活習慣病を予防するための特定健診の受診率向上を図るとともに、効果的な特定保健指導を実施します。

さらに、慢性腎臓病予防に向けて、健診結果からかかりつけ医・専門医とをつなぐ予防連携システムを継続して運用し、生活習慣病予防及び重症化予防を進めます。

##### 介護予防に関する普及・啓発事業

介護予防への関心を高め、その重要性や正しい知識を広く周知するため、講演会や新聞・リーフレットなどを活用したPR活動を行います。また、地域主体の介護予防を促進するため、健康づくり推進員等の活動支援やスキルアップ研修を実施します。

##### 公園で健康づくり事業 新

高齢者等の健康づくりに効果的な健康遊具を設置した公園で、健康遊具の適切な利用法や運動方法を学ぶ健康づくり教室を開催することで、身近な公園を活用した市民

の継続的な健康づくり活動を支援します。

### 通所型介護予防事業

要介護状態等となるおそれの高い二次予防事業対象者に対し、運動器の機能向上教室や口腔機能向上教室を引き続き実施し、新たに運動、口腔、栄養のプログラムを組み合わせた教室を実施します。

### 市民センターを拠点とした健康づくり事業

地域の市民センター等を拠点として、市民が主体となって話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価をひとつのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの連携により行います。

## **（2）生きがい・社会参加・地域活動の推進**

### 年長者研修大学校及び北九州穴生ドーム運営事業

年長者研修大学校において、高齢者の生きがいづくりや仲間づくり、地域活動や社会貢献活動を担う人材の育成を進めるとともに、市内の大学と連携した校外授業（シニアカレッジ）の拡充を検討します。

また、生涯現役夢追塾において、産業活動や地域活動等を担う人材の育成を進めるとともに、北九州穴生ドームにおいて、スポーツやレクリエーション活動を通じて、高齢者をはじめとする市民の健康づくりなどを行います。

### 高齢者いきがい活動支援事業 新

高齢者の生きがいづくりや社会貢献を促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や高齢者へ情報提供する仕組みづくりを検討します。

### 市制50周年記念事業 生涯現役夢追いサミットの開催 新

市制50周年記念事業として、高齢者がいつまでもいきいきと社会や地域で活躍できる、生涯現役社会の実現に向けた環境づくりを進めるための啓発イベントを開催します。

## まちの森プロジェクト～環境首都100万本植樹～ 新

未利用市有地や公園の一部を、自治会やまちづくり協議会、老人クラブ、子ども会などの地域団体に無償で貸し付け、植樹用の苗木の育成や、花壇・菜園などに活用してもらうことで、街なかの緑を増やし、高齢者の生きがいや健康づくり、多世代交流等を促進します。

## 介護支援ボランティア制度の実施 新

高齢者が介護保険施設等において、要介護者等に対する介護支援ボランティアを行った場合に、その活動実績を評価してポイント化し、ポイントを換金することができる事業の実施を検討します。

## **【基本目標2】 高齢者と家族を大切にし共に支えるまち**

*(認知症対策の推進、権利擁護・虐待防止、家族支援の推進)*

### **(1) 総合的な認知症対策の推進**

#### 認知症の早期発見・早期対応促進事業

市内の医療機関の協力により、高齢者が気軽に受診できる専門外来として「ものわすれ外来」を設置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応を目指します。また、認知症サポート医、ものわすれ外来協力医療機関担当医及びかかりつけ医を対象とした各種研修を行い、専門性の向上と関係機関の連携を図ります。

#### 認知症サポーターキャラバン事業

認知症を正しく理解して、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。また、認知症サポーターの活動機会の提供や、フォローアップ研修などを通じて、サポーターの育成に取り組みます。

#### 徘徊高齢者等SOSネットワークシステム

認知症高齢者などが徘徊行動により所在不明となった場合に、警察、各区の保健・医療・福祉・地域連携推進協議会、交通機関などが連携して早期発見、早期保護を図るためのネットワークシステムの運用にあたって、認知症サポーターが参加できる仕組みづくりを行うなど、充実強化を図ります。



### 若年性認知症対策事業 新

本市における若年性認知症の実態を把握し、市民や企業への啓発や情報提供を行うなど、若年性認知症対策の実施を検討します。

### 認知症地域支援事業 新

医療、介護、地域支援者がネットワークを組み、認知症の人の地域での生活を支援するため、ネットワークのコーディネーターとしての役割を担う人材の配置を検討します。

## (2) 権利擁護・虐待防止の充実・強化

### 高齢者等虐待防止事業

地域包括支援センターを中心とした虐待防止システムを円滑に運用するため、運用マニュアルの見直しを行うとともに、困難事例について弁護士など専門職の意見を取り入れながら対応します。また、高齢者虐待防止について市民への周知を図ります。

### 成年後見制度利用支援事業

判断能力が衰えた高齢者の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進に向けて相談や啓発を行います。また、身寄りがなく、かつ本人の申立てが困難な高齢者に代わり、市長が家庭裁判所への申立てを行うとともに、生活保護受給者などの申立て費用等を助成します。

### 市民後見促進事業

高齢者等の日常生活の見守りなどを中心とした成年後見業務を担う「市民後見人」を養成します。また、養成した市民後見人を「権利擁護・市民後見センター(らいと)」に登録することによって法人後見を提供します。

### 高齢者虐待対応職員レベルアップ事業 新

地域包括支援センターの職員を中心に、法的な知識や、障害分野などの知識の習得を図るとともに、必要に応じて弁護士にアドバイスを求められる仕組みを作ります。

### **(3) 高齢者を支える家族への支援**

#### **認知症コールセンター**

認知症高齢者や家族が抱える不安・悩みなどについて介護経験者などが電話等で相談に応じるとともに、相談者に対して家族支援に関する情報提供を継続して行います。

#### **家族介護者のささえあい相談会**

介護経験者などが、認知症高齢者や寝たきり高齢者などを介護している家族からの相談を受け、アドバイスを行うことにより、家族介護者の精神的負担を軽減します。

また、相談者に対して、家族支援に関する情報提供を継続して行います。

#### **なるほど!介護教室の開催 新**

実践的な介護・介助方法や介護の心得などについて、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、歩行訓練士などが指導する教室を開催します。

#### **認知症介護家族交流会 新**

認知症の人を介護している家族を対象に、家族同士が励ましあい、認知症や介護について学びあうための交流会を実施します。

#### **介護施設等における家族支援の推進 新**

「介護教室」や「介護相談会」の開催、「ほっと一息できる場の提供」など、介護施設等が実施する家族支援を普及・促進するとともに、市民が活用しやすいよう、情報発信を行います。

## 【基本目標3】 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

(相談支援体制の強化、介護保険等サービスの充実、生活環境の整備)

### (1) 身近な相談と地域支援体制の強化

#### 地域包括支援センター運営事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉に関する幅広い相談に応じ、必要な支援を行うとともに、同センターを中心としたネットワークの構築を進めます。

#### いのちをつなぐネットワーク事業

地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域と行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。

#### 民生委員関連事業 新

地域における福祉活動の中心的な役割を担う民生委員について、支援が必要な人が増加し、その役割への期待や負担が増加している現状を踏まえ、活動しやすい環境づくりに向けた支援の充実を図ります。

#### 保健・医療・福祉・地域連携システムの推進

地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が相互に連携・協働しながら、支援の必要な人を地域で支える取り組みを進め、地域福祉の推進を図ります。

#### 地域リハビリテーション支援体制の確立

高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたリハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成を図るなど、地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組みます。

#### 要介護高齢者の食を支える口腔ケア対策事業 新

要介護高齢者の健康で生きがいのある生活を目指し、「楽しく、安全に、口から食

べること」を支える口腔のケアを進めます。

このため、介護事業者を対象とした口腔ケアや食機能支援、訪問歯科診療等についての研修会や検討会を開催し、歯科医師、ケアマネジャー、訪問看護師等の多職種の連携を進めます。また、要介護高齢者や家族、介護・医療関係者等に対して啓発活動を進めます。

## **(2) 高齢者を支える介護サービス等の充実**

### **介護サービス従事者への研修**

介護サービス従事者を対象に、基礎的・専門的研修など多様なテーマの研修を実施します。また、研修の実施にあたっては、ケアマネジメントや医療の専門性を高めるため、関係機関との連携により研修内容の充実を図ります。

### **特別養護老人ホーム等の整備**

在宅での介護が困難となった寝たきりなど的高齢者が入所する特別養護老人ホームや、認知症の増加に伴い需要が見込まれるグループホーム等の建設を促進します。

### **複合的な地域密着型サービスの整備**

小規模特別養護老人ホームを核に、グループホームや小規模多機能型居宅介護を併設し、高齢者を支援する機能を持った複合的な地域密着型サービスの整備を行います。

### **介護保険サービスの提供（在宅サービスの提供）**

高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、訪問介護・通所介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供を行います。

### **定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 新**

要介護高齢者の在宅生活を支援するため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型の訪問や随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を行います。

### **複合型サービスの整備 新**

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを一体的に組み合わせて提供する「複合型サービス」の整備を行います。

### **(3) 安心して生活できる環境づくり**

#### **サービス付き高齢者向け住宅の普及 新**

高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行い、事業者へ指導・監督を行います。

#### **おでかけ交通**

バス路線が廃止になった地区や高台地区等において、高齢者を含む住民の生活交通手段の確保を目的として、地域・交通事業者・市の連携により、地元の協力体制づくりや一定の採算性の目途を前提に、交通事業者がジャンボタクシー等を運行します。

#### **地域カルテづくり事業 新**

地域の抱える課題の解決に向けて、地域住民が参加するワークショップ等の開催により、地域の情報や課題解決のアイデア等を盛り込んだ地域カルテを作成します。

#### **災害時要援護者避難支援のための仕組みづくりの推進**

地域と行政が協働して、風水害などの災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人などへの情報の伝達や、避難を支援する体制づくりを進めます。また日頃の見守りなどを通じた情報の更新などにより、災害時の的確な支援を推進します。

# 介護サービス利用見込み等と保険料について（概要）

## 1 65歳以上の被保険者（第1号被保険者）の状況及び見込み

65歳以上の被保険者（第1号被保険者）は今後も増加を続け、平成26年度には約26万2千人になる見込みです。

（単位：人／月）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者数	242,375	244,487	245,034	251,149	256,427	262,132
65歳～74歳	126,368	124,256	121,986	128,602	131,586	134,737
75歳以上	116,007	120,231	123,048	122,547	124,841	127,395

平成21・22年度は平均値、平成23年度は7月値。平成24年度以降は推計値。

## 2 要介護認定者及びサービス利用者の見込み

高齢者の増加に伴い、要介護認定者（要支援含む）は今後も増加することが予想されます。平成26年度には約5万7千人になる見込みです。

（単位：人／月）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護認定者数	49,242	51,400	53,071	53,957	55,385	56,985

平成21・22年度は平均値、平成23年度は7月値。平成24年度以降は推計値。

また、介護保険サービスの利用者は、要介護認定者の増加や施設の計画的な整備により今後も増加し、平成26年度には約4万4千人になる見込みです。

（単位：人／月）

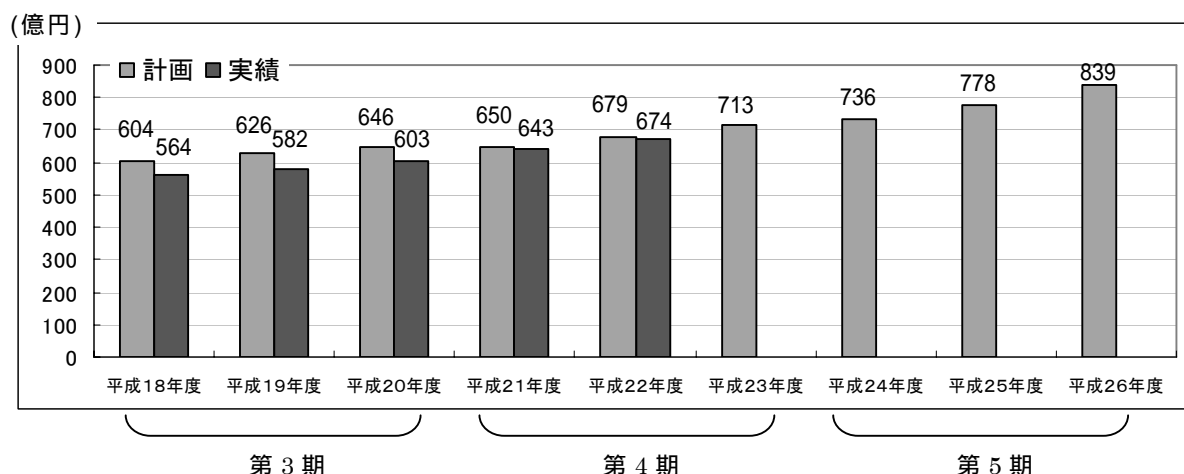
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス利用者	37,217	38,682	39,825	41,351	42,556	44,141

平成21・22年度は平均値、平成23年度は7月速報値。平成24年度以降は推計値。

## 3 保険給付費の状況及び推計

介護サービスの利用見込み等を基に、平成24～26年度（第5期）の保険給付費を約2,353億円と見込んでいます。

【保険給付費の推移及び推計】



#### 4 高齢者福祉施設等の整備

- (1) 第4期計画(平成21～23年度)策定時に見通した平成26年度までの目標の達成と今後の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します。
- (2) 既存施設の整備状況、待機者の状況、市民ニーズ、今後の高齢化の推移、国が示した参酌標準等を踏まえながら、給付と負担のバランスにも留意し、在宅サービスと施設サービスとのバランスのとれた適切な整備量を設定します。
- (3) 公募審査にあたっては、サービスの質を重視した評価を行い、質の確保に取り組みます。

##### 【主な施設・介護専用居住系サービスの整備目標】

(単位：人)

	第4期 整備計画数	平成23年度末 見込み	平成26年度	
			平成26年度	増加量
特別養護老人ホーム	704	4,159	5,033	874
介護老人保健施設	0	2,870	2,970	100
認知症高齢者グループホーム	350	1,837	2,197	360

##### 【混合型特定施設入居者生活介護の整備目標】

(単位：人)

混合型特定施設入居者生活介護 (実定員数)	0	2,092	2,842	750
--------------------------	---	-------	-------	-----

##### 【小規模多機能型居宅介護の整備目標】

(単位：人)

小規模多機能型居宅介護	450	785	1,235	450
-------------	-----	-----	-------	-----

#### 5 地域支援事業の実施

地域支援事業では、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供します。

##### (1) 介護予防事業

生涯を通じた自主的な介護予防を推進するため、各種教室やイベント等を通じた正しい知識の普及啓発に取り組みます。

要介護状態等となるおそれの高い高齢者の早期把握に努めるとともに、高齢者の心身の状態に応じた支援の充実を図り、より多くの高齢者を対象とした効果的な介護予防の推進に取り組みます。

市民がより身近な場所で主体的・継続的に介護予防に取り組むことができるよう、人材の育成・活動支援、地域のネットワークの連携強化などに取り組み、地域における介護予防活動を促進します。

##### (2) 包括的支援事業

高齢者の複雑・多様化する相談に適切に対応するため、地域包括支援センターの機能強化を図り、センターを拠点とした関係機関の連携を進めるなど、相談体制の更なる充実を図ります。

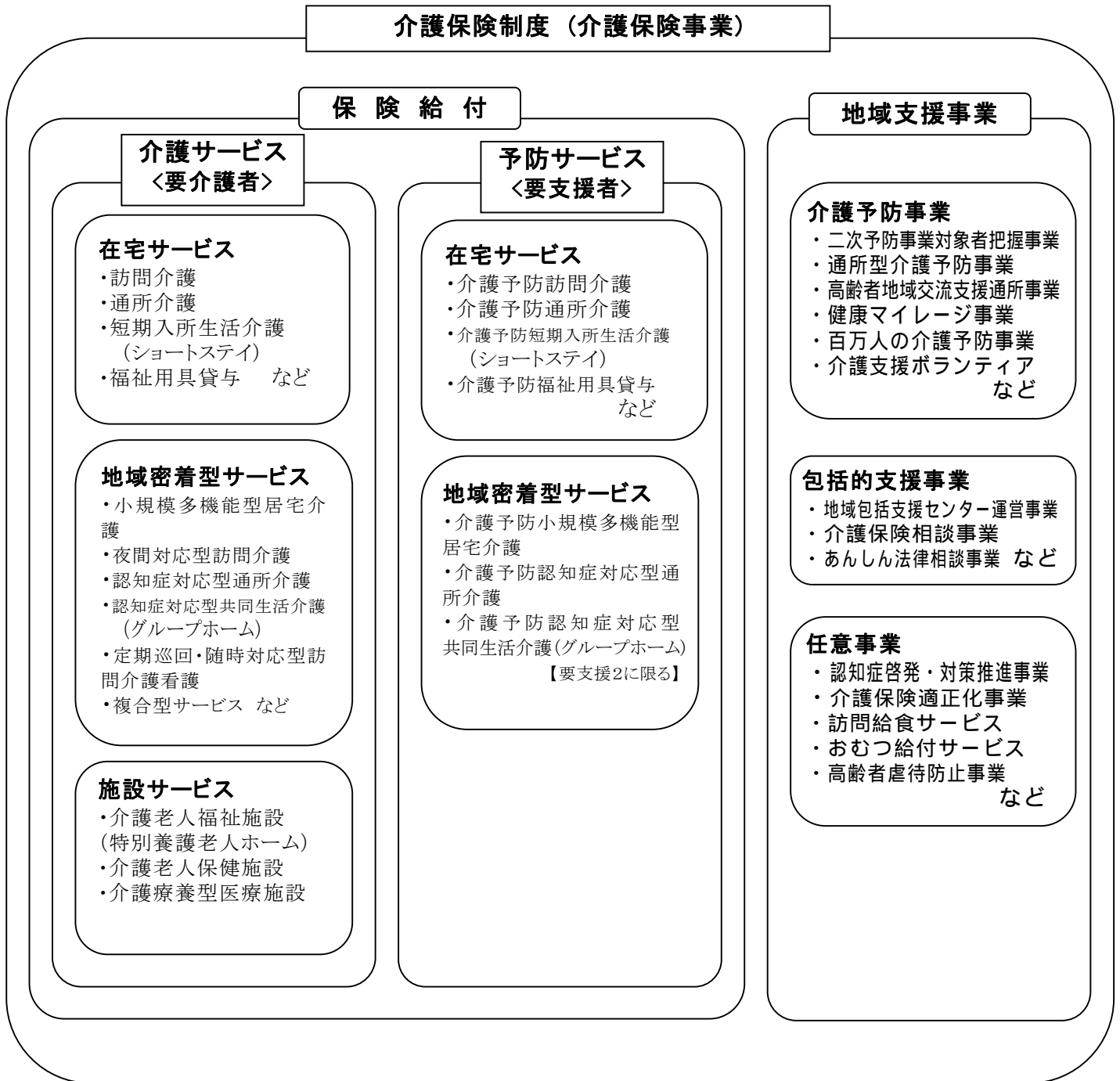
高齢者の権利が尊重され、いきいきと安心して生活ができるよう、高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応の取組み、必要に応じた家族への支援や見守りを行います。

(3)任意事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域のニーズ等を踏まえながら、訪問給食などの在宅福祉サービスを引き続き充実します。

認知症に関する啓発事業や家族支援などに引き続き取り組むとともに、地域で認知症高齢者を見守り支える環境づくりなど、総合的な認知症対策の充実・強化を図ります。

【 介護保険事業の体系 】



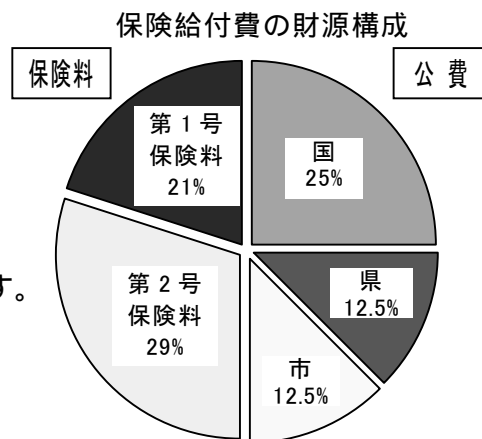


## 介護保険のサービス費用と保険料

### 1 介護保険サービスにかかる費用のしくみ

介護保険サービスにかかる費用は、利用者の1割負担を除いて、残りの9割が保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。

このうち第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料で負担する割合は、平成24年度から人口比により21%（現行20%）となります。



区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
保険給付費	736億円	778億円	839億円	2,353億円
地域支援事業費	19億円	23億円	25億円	67億円
計	755億円	801億円	864億円	2,420億円

### 2 第1号被保険者の保険料（平成24～26年度）

平成24～26年度の第5期介護保険料の設定にあたっては、国の基本的な考え方に基づき、負担能力に応じたきめ細かな保険料負担段階とするとともに、保険料の上昇を抑制するため財政安定化基金等を活用します。

#### （1）負担能力に応じた保険料負担段階の設定

##### 特例第3段階の新設

現行の第3段階（世帯全員が市民税非課税で年金収入等が80万円超の人）のうち、年金収入等が120万円以下の人について、新たにより低い保険料段階を設定します。基準額（第4段階）に対する負担割合は0.7とします。

##### 特例第4段階の継続

現行の特例第4段階（本人が市民税非課税で同一世帯に市民税課税者がいる場合で、年金収入等が80万円以下の人）を第5期においても継続します。

##### 第10段階の新設

負担能力に応じた保険料賦課の観点から、本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上の人について、新たに第10段階を設定します。

基準額（第4段階）に対する負担割合は2.1とします。

#### （2）福岡県財政安定化基金の取り扱い

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法を改正し、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことが可能となりました。当該基金を取り崩したときは、保険料率の増加の抑制を図るため、その取り崩した額の3分の1に相当する額を市町村に交付することとされています。

福岡県からは、福岡県財政安定化基金の取り崩し分のうち約3億円が本市に交付される予定であり、この交付金を第5期介護保険料の上昇の抑制に充当します。

(3) 介護給付準備基金の取り扱い

国の基本的な考え方として、第4期までの介護保険料の剰余（介護給付準備基金に積立）は、第5期計画期間に歳入として繰り入れ、第5期介護保険料の上昇抑制に充てることが一つの考え方であるとされています。さらに、各保険者（各市町村）においては、介護給付準備基金の積極的な取り崩しを検討いただきたいとされています。

このことから、本市が設置している北九州市介護給付準備基金のうち介護保険財政の運営上必要最低限の金額を残し、それ以外の金額は取り崩して第5期介護保険料の上昇の抑制に充当します。

(4) 第1号被保険者の第5期介護保険料（基準額）の算定

第1号被保険者の介護保険料は、保険給付費・地域支援事業費を基に決定されます。このため、保険料は介護サービスの利用量等に応じて決まることとなります。

第1号被保険者が負担する費用等から算定した額をもとに、福岡県財政安定化基金や北九州市介護給付準備基金を活用することで、第1号被保険者の第5期保険料（基準額）は、月額5,270円となります。（福岡県財政安定化基金交付金と北九州市介護給付準備基金の合計約25億円の活用により、合わせて293円の引き下げとなっています。）

【第1号被保険者保険料（基準額：月額）の算定方法】

$$\frac{(\text{3年間の保険給付費・地域支援事業費の見込み}) \times \text{第1号被保険者の負担割合}(21\%)}{\text{負担割合で補正した3年間の被保険者数}} \div 12\text{月}$$

(第5期介護保険料の設定イメージ)

◆第4期(平成21~23年度)の保険料段階

負担割合	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階 基準額	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
	0.5	0.6	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0
第4期保険料 (月額)	生活保護受給者等	世帯全員が 市民税非課税		本人が 市民税非課税		市民税課税の人				
		年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 147万円未満	合計所得金額 147万円以上 200万円未満	合計所得金額 200万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上
	約2,230	2,670	約3,340	約4,010	4,450	約5,120	約5,570	約6,680	約7,790	8,900

◆第5期(平成24~26年度)の保険料段階

負担割合	第1段階	第2段階	第3段階 (特例段階)	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階 基準額	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
	0.5	0.6	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
第5期保険料 (月額)	生活保護受給者等	世帯全員が 市民税非課税		本人が 市民税非課税		市民税課税の人						
		年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 147万円未満	合計所得金額 147万円以上 190万円未満	合計所得金額 190万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上
第4期との 差額	約410	約500	約350	約620	約740	820	約940	約1,020	約1,230	約1,440	1,640	約2,170

【第5期の変更点】  
・特例第3段階の新設  
年金収入等120万円以下の  
段階を設け負担を軽減する。

継続

【第5期の変更点】  
・第10段階の新設  
合計所得金額600万円以上  
の段階を設ける。

【 第 1 号被保険者の第 5 期介護保険料（平成 24 ～ 26 年度） 】

段階	料率	対 象	年間保険料額 (月額)
第 1 段階	基準額 × 0.5	生活保護受給者等 1 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人	31,620 円 (約 2,640 円)
第 2 段階	基準額 × 0.6	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と 課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人 2	37,940 円 (約 3,170 円)
第 3 段階 (特例段階)	基準額 × 0.7	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と 課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人 2	44,260 円 (約 3,690 円)
第 3 段階	基準額 × 0.75	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と 課税年金収入額の合計が 120 万円超の人 2	47,430 円 (約 3,960 円)
第 4 段階 (特例段階)	基準額 × 0.9	市民税非課税の人(世帯の中に課税者がいる場合) 年金収入等 80 万円以下 2	56,910 円 (約 4,750 円)
第 4 段階	基準額	市民税非課税の人(世帯の中に課税者がいる場合) 年金収入等 80 万円超 2	63,240 円 (5,270 円)
第 5 段階	基準額 × 1.15	市民税課税で合計所得金額が 147 万円未満の人	72,720 円 (6,060 円)
第 6 段階	基準額 × 1.25	市民税課税で合計所得金額が 147 万円以上 190 万円未満の人	79,050 円 (約 6,590 円)
第 7 段階	基準額 × 1.5	市民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の人	94,860 円 (約 7,910 円)
第 8 段階	基準額 × 1.75	市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	110,670 円 (約 9,230 円)
第 9 段階	基準額 × 2.0	市民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	126,480 円 (10,540 円)
第 10 段階	基準額 × 2.1	市民税課税で合計所得金額が 600 万円以上の人	132,800 円 (約 11,070 円)

上記の合計所得金額には、土地・建物等の譲渡所得の金額（特別控除前の金額）や株式等の譲渡所得等の金額（繰越控除等の適用前金額）等を含む。

- 1 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている人を含む。
- 2 課税年金収入額とは、国民年金、厚生年金等(障害年金、遺族年金は除く)の公的年金等控除前の総支払額。

#### 4 本市独自の保険料の負担軽減制度

本市では市独自の低所得者対策として、非課税世帯のうち生活が著しく困難で、介護保険料の支払いが難しく一定の要件に該当する場合、申請により保険料を減額する制度を実施しています。

第5期においても引き続き実施するとともに、低所得者への一層の配慮を図るため、資産要件を下記のとおり緩和します。

##### (1) 主な要件

保険料段階が第2段階、特例第3段階、第3段階の人で、以下のすべての要件に該当する人が対象。

収入	前年の世帯全員の収入が収入基準額以下であること。 一人世帯の場合 96万円 + 家賃負担額（家賃限度額 37.8万円）
資産	居宅用以外の土地及び家屋を世帯全員が所有していないこと。 世帯全員の預貯金等が 350万円以下であること。
扶養	他の世帯の人から扶養されていないこと。

第4期（変更前）	第5期（変更後）
世帯全員の預貯金等が、 <u>200万円以下</u> であること。	世帯全員の預貯金等が、 <u>350万円以下</u> であること。

##### (2) 軽減内容

第2段階（月額約 3,170円）、特例第3段階（月額約 3,690円）、第3段階（月額約 3,960円）の保険料を、第1段階相当額（月額約 2,640円）まで軽減します。